

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第14号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第2備考3中「限る。）」の右に「第84条,」を加え、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項」に、「適用しない」を「適用せず,かつ,所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め,同備考5中「同法」の右に「第314条の2,」を加え,「及び第5条の4第6項」を「,第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に,「適用しない」を「適用せず,かつ,地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は,平成24年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市老人福祉措置費徴収規則の規定は,平成24年7月分の老人福祉法第11条第1項第1号の規定による措置に要する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し,同年6月分までの徴収額については,なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)